

水戸市教育委員会教育長 志田 晴美 殿

学校長

不登校重大事態（詳細調査）報告書

1 重大事態の調査の位置付け

- ・重大事態第2号
- ・重大事態の認定日 令和7年 9月22日（月）
- ・水戸市教育委員会教育長への報告日 令和7年10月 8日（水）
- ・水戸市長への報告日 令和7年11月27日（木）

2 調査の目的、調査組織の構成

(1) 調査の目的

対象児童の尊厳を保持するため、いじめにより対象児童が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処（対象児童への心のケアや必要な支援、法に基づいて、いじめを行った児童や関係児童に対する指導及び支援等）及び同種の事態の再発防止策（学校の設置者及び学校が今後取り組むべき対応策）を講ずることを目的とする。

(2) 調査の期間

- ・調査組織の設置 令和7年 9月22日（月）
- ・調査期間 令和7年10月30日（木）～令和7年11月28日（金）

(3) 調査組織の構成

所 属	役 職	氏 名
[学校] 学校 いじめ防止対策委員会	校長	[氏名]
	教頭	[氏名]
	教務主任	[氏名]
	生徒指導主事	[氏名]
	学年主任	[氏名]
	学級担任	[氏名]
	特別支援教育コーディネーター	[氏名]
	養護教諭	[氏名]
水戸市総合教育研究所	指導主事	[氏名]
茨城県教育委員会	スクールカウンセラー	[氏名]
水戸市教育委員会	スクールカウンセラー	[氏名]

3 当該事案の概要

(1) 基礎情報

(ア) 対象児童 [学校] 学校 第[学年]学年 [組] [組] ([歳]) [氏名]

〈欠席期間〉

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
出席すべき日数	17	20	17	14	3	20	22	17	17	147
欠席日数	0	2	3	6	2	16	17	12	12	70
出席日数	17	18	14	8	1	4	6	5	5	78

6月に登校を渋り始め、7月7日以降は、教室へは行っていない。9月からオンラインでの授業参加を行っていたが現在は停止中である。週に一度夕方に来校し、担任と会話や運動等をしている。現在も関係児童に対する不安を抱えており、日常生活に支障が出ている状態である。

(イ) 関係児童

	学校	第	学年	組		関係児童A
	学校	第	学年	組		関係児童B
	学校	第	学年	組		関係児童C
	学校	第	学年	組		関係児童D

(2) 当該事案の概要

令和7年6月24日(火)、対象児童母から、関係児童からのからかいや暴言・暴力によって対象児童が「学校に行きたくない」と言っているという訴えを担当が受ける。翌日、担任から学級全体に生活面と友達との接し方について指導を行ったところ、関係児童Aから、対象児童に対して行き過ぎた言動や行動があり、謝罪したいという旨の発言が出た。そのため、謝罪する場を設けた。また、対象児童への聴き取りの中で名前の挙がった関係児童B、C、Dに対して確認したところ、対象児童への不適切な言動や行動があったと認めたため、個別に謝罪する場を設けた。

その翌日から、登校を再開するも、令和7年7月7日(月)～11日(金)に再び欠席が続き、対象児童から担任に、対象児童は関係児童に会う事に強い抵抗感があるという訴えがあった。そのため、令和7年7月14日(月)、学校として、本事案をいじめとして認知し、いじめ防止対策委員会を招集した。

その後、いじめ防止対策委員会を中心に、対象児童への支援と関係児童および学級への指導について取り組んできたが、現在も対象児童の不安感拭えず、欠席が続いている状態である。そのため、令和7年9月22日(月)にいじめ防止対策推進法第28条で定められている「重大事態の第2号」に相当すると判断し、水戸市教育委員会への報告を行った。

4 調査の内容

(1) 調査方法

- (ア) 対象児童および保護者からの聴き取り内容の精査
- (イ) 関係児童A、B、C、D及び保護者からの聴き取り内容の精査
- (ウ) 関係職員からの聴き取り
- (エ) 学校内資料(アンケート、これまでの生徒指導記録等)の精査
- (オ) 学校いじめ防止対策委員会による本事案の検証と再発防止に向けた検討

(2) 各調査内容について

- (ア) 対象児童および保護者からの聴き取り内容の精査

- ・令和7年7月16日(水)

関係児童A、B、C、Dとのこれまでの関わりや過去に受けたいじめの有無について確認した。その中で、15日(火)に関係児童らから聴き取った内容について一つずつ確認し、整合性を確認した。保護者に対しては、登校を渋るに至るまでの経緯や家庭での様子、これまでの関係児童との関わり等について確認した。

- ・令和7年7月17日(木)

関係児童に対しての聴き取り内容について、再度確認を行った。また、整合性の取れない内容については、時期やその場の状況等、さらに詳細について確認した。

- ・令和7年10月1日(水)

母親に対して、これまで対象児童から訴えのあったいじめの内容と、それに対する関係児童の認識についてまとめたものを伝え、関係児童と対象児童の整合性を確認した。

担任から対象児童に対して、これまで本人から訴えのあったいじめの内容とそれに対する関係児童の認識についてまとめたものを伝え、関係児童と対象児童の整合性を確認した。

- (イ) 関係児童A、B、C、D及び保護者からの聴き取り内容の精査

- ・令和7年7月15日(火)・16日(水)

関係児童A、B、C、Dに対して、これまで対象児童との関わりにおいて、不適切な言動や行動の有無やその内容について確認した。

- ・令和7年7月17日(木)

令和7年7月16日(水)に対象児童からの聴き取った内容と関係児童がそれぞれ証言した内容について、教務主任と担任から関係児童A、B、C、Dに対して再度突き合わせを実施した。

関係児童Aおよび保護者に対して聴き取り結果の説明と内容の確認を実施した。これまでの対象児童との関係性について確認した。

- ・令和7年7月18日（金）
関係児童Dおよび保護者に対して聴き取り結果の説明と内容の確認を実施。これまでの対象児童との関係性について確認した。
- ・令和7年7月22日（火）
関係児童Bおよび保護者に対して聴き取り結果の説明と内容の確認を実施。これまでの対象児童との関係性について確認した。
- ・令和7年7月22日（火）
関係児童Cおよび保護者に対して聴き取り結果の説明と内容の確認を実施。これまでの対象児童との関係性について確認した。
- ・令和7年10月29日（水）
関係児童A、B、C、Dに対して、対象児童に行ったいじめの内容について、事実関係を1件ずつ再確認するとともに、現在の心境を聴き取るとともに、今後の生活態度について考えさせた。
- （ウ）関係職員からの聴き取り
 - ・令和7年9月22日（月）
学年主任、学級担任に対して、学校生活の様子や交友関係について確認した。
 - ・令和7年9月22日（月）
生徒指導主事に対して、昨年度までの対象児童に関する生徒指導上の問題の有無を確認した。
 - ・令和7年9月22日（月）
養護教諭に対して、保健室への利用状況や体調面の変化等について確認した。
 - ・令和7年10月1日（水）
スクールカウンセラーに対して、これまでの面談の様子や対象児童の心身の状態について確認した。
- （エ）学校内資料（アンケート、これまでの生徒指導記録等）の精査
 - ・毎月実施している「学校生活アンケート」について、対象児童が回答した1年生から現在までの中で、いじめを訴えていた月と内容について確認を行った。
 - ・生徒指導記録において、対象児童等の関連する内容について確認を行った。
- （オ）学校いじめ防止対策委員会による本事案の検証と再発防止に向けた検討

回	月 日	主な協議内容
第1回	7月14日（月）	本事案についての共通理解と詳細な事実確認について
第2回	7月15日（火）	関係児童からの聴き取り内容と今後の対応や役割分担について共通理解
第3回	9月22日（月）	本事案を重大事態として認定し、調査を進めていくことの確認 今後の調査計画について
第4回	10月1日（水）	いじめ重大事態として本事案の経緯と現状及び今後の対応について
第5回	10月24日（金）	本事案に対する学校の対応について課題や改善の検証 再発防止に向けた具体的施策について
第6回	10月29日（水）	関係児童へのいじめ重大事態説明に関する役割分担について 関係児童への具体的指導と今後の支援について
第7回	11月5日（水）	カウンセリングの内容等を踏まえた今後の内容について

5 当該事案の事実経過

（1）対象児童の訴え

（ア）関係児童Aについて

- ・■年生の頃から嫌なことを頻繁に言われていた。特に■年生の頃から言い方がきつくなってきた。
- ・「（対象児童の名前）菌」「運動音痴」と言われた。
- ・関係児童Aがクラスで面白いことをしてクラスみんなが笑ったのに自分にだけ「笑うなよ。」と肩を押してきた。
- ・運動や学力についてからかわれることがあった。
- ・毎週金曜日の下校指導時に整列している時、重い荷物を持った状態で体重をかけてくることが何度もあった。

- ・関係児童Aが鶏のまねをして頭を小突いてきたので手で払った。その際に関係児童Aが手に持っていた俳句の紙がぐじゃぐじゃになってしまったのを自分のせいにされた。これが一番嫌だった。

(イ) 関係児童Bについて

- ・■年生の頃に胸ぐらをつかまれた。
- ・■年生の5、6月に関係児童Bがからかってきたから「黙れ。」と言ったら「黙れと言ったか。」と言り返され、関係児童Bに胸ぐらをつかまれた。
- ・理科室の席で関係児童Bが後ろになると背中を連打された。
- ・運動や学力のことでからかわれた。

(ウ) 関係児童Cについて

- ・公園で遊んでいたところ数名の男子からからかわれる場面があった。その際に関係児童Cから「精神が弱い。」と言われた。
- ・■年生の6月末、理科の実験準備中、関係児童Bが実験に使う葉をなかなか取りに行かないので対象児童が関係児童Bに「そろそろ取りに行ったら。」と促したところ、「うるせえ。」と怒った態度で返された。それに対して関係児童Cから、「関係児童Bが怒ったのはお前のせいだ。」と言われた。
- ・運動や学力のことでからかわれた。

(エ) 関係児童Dについて

- ・「陰キャ眼鏡。」「くそ眼鏡。」と言ってきた。あまり接点もない関係性で言ってきたことと、その発言で関係児童Aたちが笑っていることに腹が立った。
- ・言葉に威力がある。「(対象児童の名前を呼びすて)」「お前さあ。」等の声かけが怖い。

(2) 関係児童からの聴き取り内容

(ア) 関係児童A

- ・■年生の頃から仲良くしてきたが、強い言葉を使うようになった。
- ・■年生の頃から言い方がきつくなった。
- ・■年生の5月頃からしつこく強い口調で嫌なことを言ってしまった。
- ・「(対象児童の名前) 菌」とか言ってしまった。
- ・クラスで面白いことをしてクラスみんなが笑ったのに対象児童にだけ「笑うなよ。」と肩を押した。
- ・「給食残さず食べろ。」「外に出て運動しろ。」「勉強しても点数取れないよね。」と言った。
- ・毎週金曜日の下校指導時、重い荷物を持った状態で体重をかけた。
- ・クラスで鶏のまねをして対象児童の頭を小突き、手で払われた際に手に持っていた俳句の紙がぐじゃぐじゃになってしまったのを対象児童のせいにした。
- ・対象児童から「僕にあたり強くない？」と言われた。その時は「他の人にも言っている。」と返答したが、今思い返すと対象児童にだけ厳しく言っていた。
- ・対象児童を見下していた。

(イ) 関係児童B

- ・■年生の頃に胸ぐらをつかんだことがあった。
- ・■年生の5、6月頃トイレで胸ぐらをつかんだ。
- ・理科室で何度も背中を殴ったり、頭を叩いたりした。
- ・理科の実験をする授業の時に、勝手に消しゴムを借りたり、肩に手を組んだりした。2回目に肩に手を組んだ時に嫌そうな顔をしていたのでやめた。やりすぎたと思った。
- ・■年生になって「ゲームしてなくて、弱いよね。」と言った。
- ・■の頃は仲良くしていた。■年生後半、一緒にゲームを始めたが、対象児童が■年生からあまりしなくなり、Bや他の友達がゲームの話をしているのについてこられなくなったと感じていた。
- ・■年生の頃、他の友達との会話中に対象児童が来ると静かになることがあった。
- ・いつでも優しくしてくれた対象児童のことを避けてしまった。

(ウ) 関係児童C

- ・「精神が弱い」と言ったことに対して全く思い出せないし、その場面も覚えていない。

- ・「関係児童Bが怒ったのはお前のせいだ。」と言ったことは覚えている。(1回目の聴き取り)
- ・「関係児童Bが怒ったのはお前のせいだ。」と言ったことは覚えていない。(2回目の聴き取り)
- ・■年生の下校中「俺は持久走の順位が上がったけど、対象児童は順位が下がったね。」と言ってしまった。よくないことをしたと思っている。
- ・■年生の6月にゲームの内容について「持ってるアイテムが少ないね。」とからかった。
- ・周りのノリで一緒になって嫌なことを言ってしまった。

(エ) 関係児童D

- ・「陰キャ眼鏡。」「くそ眼鏡。」と言った覚えはないが、「メガネ野郎。」と言ったことは覚えている。
- ・高圧的な態度で「(対象児童の名前を呼びすて)」「お前さあ。」と接していた。
- ・■年生の冬に「寒いから窓閉めて。」と言ったが他の窓を閉められたため、「何でできないの。」と高圧的に言った。

(3) 当該事案の事実経過

月 日	主な事実
6月24日(火)	・対象児童及び母親が、放課後來校し担任と面談を実施した。「関係児童A、B、C、Dから受けたからかいや暴言、暴力のために登校を渋っている」「名前を挙げての指導はしてほしくない」とのことであった。 ・今後の対応として、学級全体に対して生活面の指導と、友達との接し方について全員との二者面談を実施することを提案し了承を得る。
6月25日(水)	・担任が関係児童A、B、C、Dへ二者面談を実施した。 ・関係児童Aから謝罪したいと発言があった。
6月26日(木)	・関係児童Aが対象児童に謝罪した。
7月10日(木)	・対象児童と両親が来校し、担任と面談を行った。「4名の関係児童A、B、C、Dに対して会いたくない、見たくない、近付かれることが怖い」という訴えがあった。
7月14日(月)	・対象児童と保護者に対し、担任から関係児童A、B、C、Dに対して名前を挙げて事実確認を行うことを伝え、了承を得た。
7月15日(火)	・関係児童A、B、C、Dへの聴き取りを行った。
7月16日(水)	・15日に続き、関係児童A、B、C、Dへの聴き取りを行った。 ・対象児童、対象児童母が来校し、これまで受けたいじめについて聴き取りを行った。
7月17日(木)	・対象児童、関係児童の名前を挙げて学級全体に指導を行った。 ・対象児童と両親が来校した。校長から、両親に対して改めて謝罪をした。また教頭から、関係児童A、B、C、Dから対象児童に対してのからかいや暴言、暴力について全員が認めたことを報告した。
7月17日(木)～22日(火)	・関係児童A、B、C、Dの保護者に対し、当該事案の内容について説明を行った。
10月1日(水)	・対象児童、対象児童母が、スクールカウンセラーによるカウンセリングを受ける。
10月23日(木)	・対象児童の両親が来校し、校長、教頭、水戸市総合教育研究所指導主事同席にて、いじめ重大事態の調査についての説明を行った。校長より、本事案が重大事態に至るまで、学校として対応が遅れてしまったことについて謝罪した。 ・関係児童4名の事実確認を行った結果、対象児童保護者から追加の調査は希望しないとのことであった。 ・対象児童の気持ちは全く変わっていない、今でも夢に見ると言い、泣くことがある。
10月29日(水)	・担任、教務主任から関係児童A、B、C、Dに、本事案が重大事態となっていることを伝えた上で、現在の心境を聴き取り、今後の生活について考えさせた。また、一人で悩んで答えが出ない時は、信頼できる人に相談する方法や、教員も相談に乗ると伝える。さらに、対象児童は、不安を感じていることから接触を避けて欲しいと伝える。

6 当該事案の事実経過から認定しうる事実

いじめの定義について、いじめ防止対策推進法第2条『「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。』とされている。これまで対象児童の受けた、からかいや暴言、暴力について、行為を受けた児童が心や体に苦痛を感じており、これは「いじめ」に相当する。行為をした側の児童も、その内容についておおむね認めている。

また、学校として「いじめ」と認知後、対応を進めてきたが、対象児童の不安感を解消するには至っておらず、現在も欠席が続いている状態である。これは、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項第 2 号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」に該当する。

7 学校及び学校の設置者の対応

(1) 学校の対応における課題点

(ア) 初期対応の遅れと組織的対応の不備

学校は、いじめの認知後、直ちに「学校いじめ対策組織」を中心とした組織的対応を開始すべきだったが、実際には担任主導の対応に終始し、組織としての本格的な介入が大幅に遅れた。

その経緯としては、令和7年6月24日（火）、保護者からいじめの相談を受け、「いじめの疑いあり」と担任は判断したが、対応は担任に留まり、「いじめ防止対策委員会」による組織的対応が開始されなかった。また、令和7年7月11日（金）、校長が教頭から報告を受け、初めて「いじめ防止対策委員会」の招集を指示した。これは保護者が相談した日から17日後のことであり、この間に被害児童の精神的苦痛は深刻化していた。

学校いじめ防止基本方針では、いじめを認知した場合、「学校全体で組織的に対応する」と明記されており、そのための「いじめ防止対策委員会」が常設されている。また、いじめ発見者は迅速に情報を共有し、委員会が対応方針を決定する体制が定められている。また、茨城県いじめ重大事態対応マニュアルも、「学級担任等が抱え込まず、『学校いじめ対策組織』で迅速かつ的確に対応」することを求めている。

学校も、この点を課題として認識しており、「担任から、今回の件について報告があった際、組織として対応に入らず、担任に任せてしまった」と記録している。

(イ) 対象児童の意向の尊重と安全確保のバランスの欠如

対象児童の「名前を挙げての指導はしてほしくない」という意向を尊重した結果、いじめの根本的な解消と対象児童の安全確保という最優先事項への対応が躊躇され、結果的に事態を悪化させた。

その経緯として、令和7年6月24日（火）、対象児童の要望を受け、関係児童を特定せず、学級全体への指導を行うという対応を取った。令和7年6月26日（木）、担任の促しで関係児童Aが謝罪したが、この安易な謝罪の場が、対象児童の不信感を増幅させる一因となった。

学校も「被害を訴えてきた際に、対象児童の意思を大切に考え、名前を挙げて対応に入ること
に躊躇してしまった」と、この対応が課題であったことを認めている。

学校いじめ防止基本方針では、「いじめられている児童を確認したときは、その児童の立場に立ち、絶対に守り通すという意識で児童に寄り添う」と定めている。また、いじめ発生時の対応として「安全の確保」を挙げている。また、国のガイドラインも、「対象児童生徒を徹底して守り通すという決意で」「いじめをやめさせ、いじめを解消するため、関係児童生徒への指導及び支援に継続的に取り組まなければならない」としている。

対象児童の意向は重要だが、それを理由にいじめ行為の事実確認が曖昧な状態で、関係児童に指導を行うことは、結果として対象児童を守り通すことには繋がらない。学校は、対象児童の心情に配慮しつつも、いじめを断ち切るための毅然とした対応をとるために、対象児童及び保護者と事前の話し合いを十分もつことにより心の安全を保障した上で、対応にあたる必要があることが必要であった。

(ウ) 関係保護者への連絡・連携の不備

関係児童が複数名にわたることが判明した後、学校として各家庭に連絡・説明責任を果たす対応が遅れた。

経緯としては、令和7年6月30日（月）、複数の関係児童が謝罪した後、学校は「各保護者へ

の連絡を行わなかった」と認めている。また、関係児童Aの母親が他の家庭に連絡するなど、本来学校が主導すべき保護者間の連携を、当初は保護者に委ねてしまっている状況が見られる。

学校いじめ防止基本方針では、「保護者と情報を共有する」、「事実関係の報告」、「指導方針の報告」「情報交換の継続」を掲げており、学校が主体となった保護者連携を求めている。この不備は、いじめ問題の解決に向けた家庭との連携体制の構築を遅らせ、保護者の学校に対する不信感を招きかねないものであった。

(エ) 教職員のいじめへの理解と情報共有

担任は、今回の事案におけるいじめを、「いじり」「普段のふざけの一貫」として捉えていた。また、児童間のいじめにつながる関係性に気づいていたにもかかわらず、観察に留まり、積極的に対応しなかった。これらのことから、担任は関係児童が行った内容が「いじめ」であるという認識を持つ必要があった。また、日頃から教職員が互いに学級の児童について情報を共有し、複数の目で学級の状態を確認し合うことが必要であった。

(オ) 児童に関する情報の引継ぎ、児童理解、および学年間の連携

児童に関する情報の共有、特に前年度までの様子や児童の特性に関する引継ぎについては、学級編制の際に前年度担任が考慮した上で行われていたが、新年度に引継ぐ際には書面での確認のみであり、その詳細な人間関係については十分把握できていたとはいえなかった。さらに、学年主任への相談など、学年間の連携体制ができていなかったことも問題点として挙げられる。また、養護教諭は、日頃の観察から対象児童を「周囲から指摘されやすい子」という認識をもっていたが、この重要な認識や情報は、担任や管理職といった学校の対応組織と適切に共有されていなかった。これにより、対象児童への継続的な配慮や支援が必要な情報が組織的に活用されず、個別の対応に遅れが生じる要因となった。

(カ) トラブル発生時の報告・連絡・相談体制

トラブル発生時における報連相の流れが曖昧であり、対応システムが機能不十分だった。担任が今回の件について教頭に報告した際、組織として対応に入らず、担任に任せてしまったという問題点がある。また、日常的に記録を取ることへの意識が低いことが指摘されており、メモ程度でも記録を残し、すぐに共有することで、複数の目で対応を検討できる環境ができていなかった。この記録意識の低さや共有の不徹底は、日頃から教職員が相談や報告しやすい環境が整っていなかったことを示唆している。

結果として、令和7年6月27日（金）に教頭が校長へ情報を伝えた際も「いじめ」としての認識が甘く、情報伝達のみで留まってしまったこと、また、令和7年7月11日（金）にいじめとして認知した報告が口頭であったことなど、情報の流れが曖昧であり、組織としての対応に遅れが生じたことが明らかである。

(キ) いじめアンケートの機能不全

学校では毎月いじめアンケートを実施していたが、今回の件では、対象児童や同じ学級の児童の誰も記入していなかったことから、アンケートが十分機能していなかったといえる。対象児童は低学年の頃から苦痛を感じていたにもかかわらず、アンケート等で訴えることがなかったため、学校の対応が遅れることとなった。いじめの早期発見のためには、アンケート調査、アンケートで認知件数が0件であった場合にも、児童や保護者への確認等を通して把握に努めることが求められている。このアンケートの機能不全は、児童が不安や悩みを相談できる体制が十分に機能していなかったことを示している。

(2) 学校の設置者の対応

令和7年7月15日（火）に当該事案の報告があった直後から、水戸市教育委員会は、事実の確認と適切な支援に向けて、学校に対しての指導助言を行っている。また、訪問において当該学級を観察し、生徒指導の4つの視点を踏まえた集団づくり、授業づくりについて、学校に対して指導助言を行っている。さらに、茨城県教育委員会派遣のスクールカウンセラーは、関係児童の保護者と定期的にカウンセリングを実施するなど、保護者の悩みに寄り添う支援を実施してきた。

引き続き、水戸市教育委員会は当該学校のみならず、すべての学校や教職員に対して、いじめの初期対応や重大事態の未然防止について研修等を行い、さらなる徹底を図れるように努めていく必要がある。

(3) 学校及び学校の設置者の対応に係る考察

本事案における学校の対応については、初期段階における組織的な対応の遅れ、いじめに対する教職員の認識の甘さ、そして組織の情報共有や関係機関、関係する保護者との連携体制の

不備が、対象児童の精神的苦痛を深刻化させる結果となった。いじめの認知後に、いじめ防止対策推進法や学校が定める基本方針が求める組織的な初期対応と事実関係の徹底的な確認、担任個人の裁量に任せず組織として対応することで、事態を重大化させることを防ぐことができた。これらの課題点や改善すべき点を踏まえ、学校の基本方針を見直し、再発防止に向けて取り組むことが必要である。

8 当該事案への対処及び再発防止策の提言

(1) 当該事案への対処について

(ア) 対象児童への対応について

対象児童にとって関係児童から受けた行為は心身への影響を与え、それが現在も残っている。そのような状態である対象児童の心に寄り添い、面談を重ねながら、心身の回復に向けて対応していく。

具体的には、児童および保護者に対するスクールカウンセラーによるカウンセリングを継続し、心の安定を図っていく。また、スクールカウンセラーの助言に基づき、必要に応じて専門機関への相談を促すとともに、水戸市教育委員会等と連携を図るなど、支援の選択肢を広げていく。

対象児童にとって関係児童との接触や存在を感じる事が最大のストレスであるため、校内において関係児童との接触をしないよう配慮する。

また、放課後の定期的な登校を継続できるよう、安心して過ごすことのできる居場所づくりにも努める。本人の得意分野を中心に活動したり、好きなことについての会話を楽しんだりなど工夫し、担任との信頼関係を構築していく。

学習面については、焦らず本人のペースに合わせた学習機会を確保できるよう、授業の板書の写真やプリント等を提供や、いばらきオンラインスタディの紹介といった手段により、学びの継続支援を進めていく。

卒業に向けての行事や活動については、本人と保護者の気持ちを尊重し、参加方法や時間など納得する形で進めていく。進学先へは、本事案の詳細と対象児童が抱える不安等について引継ぎを確実に行う。

(イ) 関係児童への対応

本重大事態の発生を重く受け止め、関係児童に対し、自らの行為の重大性を深く認識させるとともに、今後の学校生活における規範意識を確立させることが重要である。そのため、関係児童に対し、調査により明確になった行為の事実を提示し、対象児童の立場に立って、自らの行動を深く内省させるための場を設定し指導を行う。

また、関係児童が今後、同様の行為を繰り返さないようにするため、学校生活における人間関係づくりの改善と規範意識の育成を図っていく。

さらに、対象児童が「関わらないでほしい」という強い意向を訴えている事実を踏まえ、対象児童の心情が回復するまでは、不必要な接触を控えることが最も適切な配慮であることを理解させる。

(2) 学校及び学校の設置者に対する提言

今回の事案で明らかになった課題を改善し、学校が定める方針や各種ガイドラインに沿った実効性のある対策を構築することを目的として、以下のとおり再発防止策を提言する。

(ア) 組織対応の徹底と体制強化

今回の事案における最大の課題は、いじめの疑いが認知された後の組織的対応の遅れであった。担任が一人で抱え込み、学校いじめ防止対策委員会の介入が遅れたことが事態を深刻化させた。この課題を解決するために、次のとおり、具体的な取組を設定する。

(a) いじめの疑い段階からの組織的対応の徹底

教職員がいじめの疑いを認知した場合、直ちに「いじめ防止対策委員会」に報告し、情報を共有することを徹底する。また、委員会が中心となり、対応方針の決定、役割分担、事実確認の進め方を協議する。さらに、いじめの定義及びいじめ対応に係る教員の理解の促進を行うとともに、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版）」の周知及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト」の活用を促進していく。

(b) 学校いじめ対策組織の機能強化

学校いじめ防止基本方針に定められている通り、いじめ防止対策委員会を定期的に月に1回、開催し、いじめの未然防止や早期発見のための具体的な年間計画を策定・実行・

検証する。

(c) 全教職員の共通理解の醸成

研修等を通じて、全教職員が「いじめはどの児童にも起こりうる」という認識をもち、発見した場合は一人で抱え込まず組織で対応するという原則を周知徹底する。また、法令や基本方針、ガイドライン等について理解する機会の設定及び、学校が行うべき取組を確認する。

(d) 記録の適切な作成、共有、保管

生徒指導上発生した問題や指導の状況等の記録作成について、その様式や保管場所を統一し、発生後速やかに作成し、共有することを徹底する。また、在学中における保管体制の整備や進級・進学時の引継ぎ資料として有効に活用する。

日常的に発生する些細なトラブルや、いじりやからかいといった事案等に関する記録ファイルを作成し、全教職員で情報共有する。

(イ) 生徒指導の視点に基づく改善

生徒指導の視点である自己存在感、共感的人間関係、自己決定、安心安全な風土、をおさえた集団づくりや授業づくりの改善に取り組むため、定期的に学級経営や授業を相互点検できる場を設定する。

(a) 自己存在感を育む集団・授業づくり

係活動や当番、授業内のペアワークや行事において、全員が貢献していると実感できる場面を設定する。また、1日の振り返りとして、互いの良さを見つけ伝え合う時間を設定する。

(b) 共感的な人間関係の育成

日課に位置付けたファシリテーションタイムにおいて、多くの級友と様々な話題についてオープンクエスチョンで対話を行う。相手の考えを広げ深める対話を通して、他者の多様な考えを認めることで、良好なコミュニケーションを育む。

(ウ) いじめの未然防止と早期発見の強化

いじめを深刻化させないために、日頃からの未然防止と、いじめのサインを早期に発見する取組を推進する。

(a) 人間関係づくりのプログラムの充実

学級開きや特別活動の時間などを通じて、児童が主体的に学級のルールを作る活動や、異学年交流などを意図的に実践し、共感的な人間関係を育む。

(b) 定期的なアンケート調査の見直しと教育相談等の深化

児童が嫌なことや違和感を言語化しやすいよう、設問内容や回答の仕組みの見直しを図る。「いじめがあったか」という抽象的な問いではなく、具体的な様態を例示した設問項目に変更し、児童が自身の経験を照らし合わせやすくする。また、記述式だけでなく、選択肢や「少し嫌なことがあった」といった中間的な回答選択肢を設けることで、深刻な事態になる前の「芽」を拾いやすくする。これらのことで、児童の不安や悩みを安心して記述できるようにする。

結果については、いじめ防止対策委員会で分析・共有し、対応について適切かどうかを協議する。長期休業前のアンケート実施後には、学級の全児童と二者面談を実施する「教育相談期間」を設定する。また、アンケートで訴えがない場合でも、日頃の観察や個別面談を通じて、児童の小さな変化を見逃さない。

また「こころの健康観察」の実践により、児童の心の状態や変化、朝食摂取の有無等の情報を学校全体で共有し、即座に対応できるようにする。

(c) 「いじめ早期発見チェックリスト」の活用

学校いじめ防止基本方針に示されているチェックリストを全教職員が活用し、「日頃と違う表情」「特定の児童が失敗すると笑われる」といった具体的なサインに注意を払う。

(エ) いじめ発生時の的確な初期対応

(a) 児童からの聴取方法等

聴取した内容の適切な記録化（日時、場所、経緯、態様、理由、関係者名等）、「双方にとりあえず謝罪をさせる」といった場当たり的な対応の禁止、児童の心に寄り添うための研修の実施、関係児童への丁寧な説諭など、教職員で共通理解と実践を推進する。

(b) 対象児童の安全確保の最優先

対象児童から「関係児童に伝えてほしくない」という要望があった場合でも、その心情に配慮しつつ、「絶対に守り通す」という学校の毅然とした姿勢を伝え、いじめを止めるための対応が必要であることを丁寧に説明することで、児童及び保護者の心の安全を保障した上で理解を

令和8年 3月4日
水戸市長 高橋靖 様

保護者

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般のいじめ重大事態の調査結果を受け、被害児童の保護者として、今後の市政および教育行政の改善を強く願い、以下の通り所見を申し上げます。 敬具

記

1. フリースクールへの「通学の壁」について

市より支援としてフリースクールの案内をいただきましたが、自宅から施設までの距離が遠く、共働きのなか毎日親が送迎を行うことは現実的に不可能です。

現状の支援は保護者の送迎が前提となっており、同じように「案内があっても利用できない」家庭が他にも多くあるはずです。送迎バスの運行や移動支援など、家庭の状況に左右されずに教育の機会を得られる仕組み作りを強く求めます。

2. 加害者に対するカウンセリングと指導の必要性

現在、被害者である息子は深い心の傷を負い、複数のカウンセリングを受けていますが、加害児童側へのアプローチが十分であるとは思えません。

いじめの再発防止には、加害児童自身の心の問題への向き合いが不可欠ではないでしょうか。被害者側だけが経済的・精神的負担を負うのではなく、加害児童に対しても専門家によるカウンセリング受診を促すなど、市として踏み込んだ指導体制を構築してください。

3. 被害者優先の安全確保と登校形態の在り方

学校からは「別室登校」を提案されましたが、息子は恐怖心からそれすらも叶いませんでした。そもそも、なぜ被害者が本来の教室から遠ざけられ、いわば「腫れ物」のように扱われなければならないのでしょうか。

いじめ発生時には、まず被害者の安全と学習権を最優先に守るべきです。加害児童を別室指導にするなど、被害者が安心して自分の教室で学べる環境作りを徹底することを強く要望いたします。

4. 結びに代えて

いじめにより、息子は心身の健康、学習機会、そして家族の平穏を奪われました。被害者側が多大な不利益を被る一方で、加害者が何ら制約なく生活できる現状は、あまりにも公平性を欠いていると感じざるを得ません。

市長におかれましては、本件を個別の事案に留めず、二度と「被害者が損をすることのない」教育環境の実現を強く切望いたします。

以上